

新規上場申請のための四半期報告書

(第21期第1四半期)

自2020年7月1日
至2020年9月30日

ベイシス株式会社

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	1
1 事業等のリスク	1
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	2
第3 提出会社の状況	3
1 株式等の状況	3
(1) 株式の総数等	3
(2) 新株予約権等の状況	3
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	3
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	3
(5) 大株主の状況	3
(6) 議決権の状況	4
2 役員の状況	4
第4 経理の状況	5
1 四半期財務諸表	6
(1) 四半期貸借対照表	6
(2) 四半期損益計算書	8
第1四半期累計期間	8
2 その他	11
第二部 提出会社の保証会社等の情報	12

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年5月21日
【四半期会計期間】	第21期第1四半期（自2020年7月1日至2020年9月30日）
【会社名】	ベイシス株式会社
【英訳名】	Basis Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉村 公孝
【本店の所在の場所】	東京都品川区北品川一丁目9番2号
【電話番号】	03-5769-2141（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 高野 竜介
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川一丁目9番2号
【電話番号】	03-5769-2141（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 高野 竜介

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 第1四半期累計期間	第20期
会計期間	自2020年7月1日 至2020年9月30日	自2019年7月1日 至2020年6月30日
売上高 (千円)	935,901	3,263,020
経常利益 (千円)	43,533	117,606
四半期(当期)純利益 (千円)	29,587	69,983
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	93,470	93,470
発行済株式総数 (株)	31,242	31,242
純資産額 (千円)	660,499	630,912
総資産額 (千円)	1,750,498	1,696,135
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	18.94	44.80
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	37.7	37.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 当社は、第20期第1四半期累計期間について四半期財務諸表を作成していないため、第20期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 当社は、2021年3月17日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期末における資産合計は、前事業年度末に比べ54,362千円増加し、1,750,498千円となりました。流动資産は47,646千円増加し、1,585,538千円となりました。主な要因は仕掛品の増加57,377千円、受取手形及び売掛金の増加29,306千円、現金及び預金の減少38,618千円であります。固定資産は6,715千円増加し、164,959千円となりました。主な要因はソフトウェア仮勘定の増加6,343千円であります。

(負債)

当第1四半期末における負債合計は、前事業年度末に比べ24,775千円増加し、1,089,998千円となりました。流动負債は39,775千円増加し、999,998千円となりました。主な要因は買掛金の増加37,215千円であります。固定負債は15,000千円減少し、90,000千円となりました。主な要因は長期借入金の減少15,000千円であります。

(純資産)

当第1四半期末における純資産合計は、前事業年度末に比べ29,587千円増加し、660,499千円となりました。要因は四半期純利益29,587千円の計上による増加であります。

(2) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、日本企業の景況感は著しく悪化していますが、その一方で、テレワーク、オンラインショッピング、非接触型の決済方法など新しい生活様式への移行が注目され、このような社会を支えるためのデジタル技術活用の必要性が急速に高まっています。

5月末に緊急事態宣言が解除されたことを受け、今後、持ち直しに向かうことが期待されるものの、足元では感染者数が再増加傾向にあるなど、依然国内外の感染症の動向は楽観視できない状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社の事業領域である情報通信分野においては5Gのスタートが本格化し、それに合わせて通信事業者から5G関連の案件が増加しております。しかしながら施設の立ち入りができるなど一部新型コロナウイルス感染症の影響が見られました。

通信事業者以外では、電力会社に続いてガス会社のスマートメーターの構築が開始している他、マーケティング目的のカメラやHACCPに基づく衛生管理のためのセンサー設置、ホームIoTなどの引き合いが増加しています。

そのため、モバイルインフラエンジニアリングサービス、IoTインフラエンジニアリングサービスとともに前年に比べ売上高は増加しました。

この結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高935,901千円、営業利益43,369千円、経常利益43,533千円、四半期純利益29,587千円となりました

なお、当社はインフラテック事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,248,400
計	6,248,400

(注) 2021年3月17日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数の定款の変更を行い、発行可能株式総数は、6,168,400株増加し、6,248,400株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (2020年9月30日)	提出日現在発行数（株） (2021年5月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	31,242	1,562,100	非上場	単元株式数 100株
計	31,242	1,562,100	—	—

(注) 1 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月17日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,530,858株増加し、1,562,100株となっております。
2 2021年3月17日開催の臨時株主総会決議により、2021年3月17日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	—	31,242	—	93,470	—	44,270

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 31,242	31,242	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	31,242	—	—
総株主の議決権	—	31,242	—

(注) 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月17日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行うとともに、2021年3月17日開催の臨時株主総会決議により、2021年3月17日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式（その他）の株式数は普通株式1,562,100株、議決権の数は15,621個、発行済株式総数の株式数は1,562,100株、総株主の議決権の議決権の数は15,621個となっております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7－6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	764,026	725,408
受取手形及び売掛金	666,831	696,138
仕掛品	84,915	142,292
前払費用	15,232	12,935
その他	6,885	8,763
流動資産合計	1,537,891	1,585,538
固定資産		
有形固定資産		
建物	16,096	16,096
減価償却累計額	△9,590	△9,714
建物（純額）	6,505	6,381
工具、器具及び備品	9,357	9,357
減価償却累計額	△5,810	△6,114
工具、器具及び備品（純額）	3,547	3,243
有形固定資産合計	10,053	9,624
無形固定資産		
ソフトウエア	22,460	21,155
ソフトウエア仮勘定	4,864	11,208
その他	39	39
無形固定資産合計	27,363	32,403
投資その他の資産		
繰延税金資産	35,108	35,108
その他	85,717	87,822
投資その他の資産合計	120,826	122,931
固定資産合計	158,243	164,959
資産合計	1,696,135	1,750,498

	前事業年度 (2020年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	136,013	173,229
短期借入金	※1 500,000	※1 500,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 60,000	※2 60,000
未払金	21,978	33,087
未払費用	121,858	124,011
未払法人税等	2,464	13,945
賞与引当金	53,700	35,890
預り金	9,710	19,937
その他	54,497	39,896
流動負債合計	960,223	999,998
固定負債		
長期借入金	※2 105,000	※2 90,000
固定負債合計	105,000	90,000
負債合計	1,065,223	1,089,998
純資産の部		
株主資本		
資本金	93,470	93,470
資本剰余金	44,270	44,270
利益剰余金	493,172	522,759
株主資本合計	630,912	660,499
純資産合計	630,912	660,499
負債純資産合計	1,696,135	1,750,498

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間 (自2020年7月1日 至2020年9月30日)	
売上高	935, 901
売上原価	677, 795
売上総利益	258, 105
販売費及び一般管理費	214, 735
営業利益	43, 369
営業外収益	
受取利息	1
助成金収入	1, 012
支援金収入	770
その他	20
営業外収益合計	1, 804
営業外費用	
支払利息	1, 640
その他	0
営業外費用合計	1, 640
経常利益	43, 533
税引前四半期純利益	43, 533
法人税等	13, 946
四半期純利益	29, 587

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

※1 コミット型シンジケートローン

当社は、運転資金を安定的かつ効率的に調達するために、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとした取引先金融機関4行とコミット型シンジケートローン契約を締結しております。借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2020年9月30日)
シンジケートローン契約総額	900,000千円	900,000千円
借入実行残高	500,000	500,000
差額	400,000	400,000

※2 シンジケートローン

当社は、長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金について、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとした取引先金融機関3行とシンジケートローン契約を締結しております。

この契約に基づく借入残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2020年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	60,000千円	60,000千円
長期借入金	105,000	90,000
合計	165,000	150,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2020年7月1日 至2020年9月30日)
減価償却費	1,733千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）

当社はインフラテック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自 2020年 7 月 1 日 至 2020年 9 月 30 日)
1 株当たり四半期純利益	18. 94円
(算定上の基礎)	
四半期純利益（千円）	29, 587
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益（千円）	29, 587
普通株式の期中平均株式数（株）	1, 562, 100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2021年 3 月 17 日付で普通株式 1 株につき 50 株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式の分割及び単元株制度の導入)

当社は、2021年 2 月 12 日開催の取締役会決議により、2021年 3 月 17 日付で普通株式 1 株につき 50 株の株式分割を行うとともに、2021年 3 月 17 日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用いたしました。

(1) 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社の株式上場に備え、投資家の利便性向上及び当社株式の流動性向上を図るため、1 株につき 50 株の割合をもって株式分割を実施いたしました。また、当社株式の売買単位を 100 株とするため、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2021年 3 月 16 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式 1 株につき 50 株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数 31, 242 株

今回の分割により増加する株式数 1, 530, 858 株

株式分割後の発行済株式総数 1, 562, 100 株

株式分割後の発行可能株式総数 6, 248, 400 株

(3) 株式分割の効力発生日

2021年 3 月 17 日を効力発生日としております。

(4) 単元株制度の採用

2021年 3 月 17 日を効力発生日として単元株制度を採用し、単元株式を 100 株といたします。

(5) 1 株当たり情報に及ぼす影響

「1 株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年5月10日

ベイシス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

神山俊一

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

原伸夫

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているベイシス株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第21期事業年度の第1四半期会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ベイシス株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる

監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上